

市第62号議案

横浜市子ども・子育て会議条例の一部改正

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「法」」を「「支援法」」に改め、「第77条第1項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条」を加える。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

第3条第2項中「法」を「支援法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

提 案 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に伴い、幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を設置するため、横浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市子ども・子育て会議条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」  
という。）第 77 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、  
保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号  
。以下「認定こども園法」という。）第 25 条の規定に基づき、横  
浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く  
。

（所掌事務）

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。  
子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理す  
るものとする。  
(1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。  
(2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2  
項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、  
設備及び運営の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第  
号）第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査  
審議すること。

（組織）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に  
関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、  
市長が任命する。